

キャッシュレス消費者還元サービス特約

第1条（総則）

1. 「本制度」とは、キャッシュレス消費者還元制度をいいます。キャッシュレス消費者還元制度とは、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上を目的に、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者でのキャッシュレス決済手段を使った消費者還元等を支援する国の制度をいいます。
2. 本特約は、本サービスを実施するにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものとします。
3. 本サービスの対象期間は、2019年10月1日から2020年6月30日までとします。但し、経済産業省または事務局が、本制度の始期や終期を変更する場合には、本サービスの対象期間も変更されるものとします。
4. 当方は、本サービスの対象期間中に、対象会員が対象カード等を用いて、対象加盟店において、ショッピング利用を行った場合に、第5条および第6条に定める方法により、還元額を対象カード等の本会員に付与するものとします。
5. 対象会員は、本特約の定めを承認し本特約に従うことを条件として、本サービスの提供を受けることができるものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における用語の定義は、次の通りに定めるものとし、本特約に定めのない場合は、当方が発行するクレジットカード等の各々会員規約の用法に従うものとします。

1. 「対象カード等」とは、第3条に定めるクレジットカード等をいいます。
2. 「事務局」とは、経済産業省監督のもと運営する一般社団法人キャッシュレス推進協議会事務局をいいます。
3. 「本会員」とは、クレジットカードの本会員の会員をいいます。
4. 「対象会員」とは、対象カード等の本会員および家族会員をいいます。
5. 「本サービス」とは、対象カード等の会員規約に定める付帯サービスとして、当方が本特約に基づき対象会員に対して本制度における還元等を提供するサービスをいいます。
6. 「対象加盟店」とは、本制度への参加が当方および事務局により認可された中小・小規模加盟店およびフランチャイズチェーンをいいます。
7. 「還元額」とは、当方が、対象会員の対象カード等のご利用代金に応じて、本制度で定める所定の還元率に基づき対象カード等の本会員に付与するポイントの相当額（1ポイントは1円と換算し、1円未満の端数は切り捨てるものとします。）をいいます。なお、上記ポイントは、当方が提供するワールドプレゼントポイントとは異なるものと

し、還元額の支払まで有効となります。また、還元額の支払を受ける以外には利用できません。

8. 「還元額算定データ」とは、事務局が当方に対して提供する本制度の対象となるカード等の利用代金等に関する情報をいいます。
9. 「集計単位」とは、還元額を算出にあたって用いる単位をいい、クレジットカードは、対象会員のクレジットカードおよび第3条に定める付随カードのご利用合計分とします。

第3条（本サービスの対象となる決済手段）

1. 本サービスの対象となる決済は、当方が個人向けに発行する Visa、iD 等のクレジットカード（以下「対象カード」といいます）による決済とします。これらの対象カードに付随する Visa のタッチ決済等のコンタクトレス決済、Apple Pay 決済等のスマートフォン端末を用いた決済および iD 決済も対象とします（これらの対象カードに付随する決済手段を「付随カード」といい、対象カードと付随カードを総称して「対象カード等」といいます）。但し、対象カード等は当方により変更される場合があり、変更される場合は、当方ホームページで案内するものとします。
2. 下記に挙げるカード等による決済は本サービスの対象外とします。
 - ① 法人向けカード（一部対象となるカードは別途 Vpass で告知とする。）
 - ② VJA ギフトカード
 - ③ 電子マネー（「WAON」等）

第4条（本サービスの対象外となる取引商品）

1. 対象会員が対象カード等を用いて行ったショッピング利用が、以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合は、還元額の支払の対象外とします。
 - (1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙及び物品切手等の売買
 - (2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）の売買
 - (3) 新築住宅の売買
 - (4) 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）の売買
 - (5) 収納代行サービス、代金引換サービスにかかる取引
 - (6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他出資分配金に関する取引
 - (7) 解除等により存在しなくなった原因取引
 - (8) その他本制度の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および事務局が判断するものに対する支払取引

2. 以下の取引に関して行われたものである場合は、還元額の付与の対象とします。

- (1)二輪自動車（新車・中古車）の売買
- (2)酒類の売買
- (3)著作物（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）の売買
- (4)たばこの売買

第5条（還元額の付与方法）

1. 対象会員が対象加盟店において、対象カード等を用いてショッピング利用を行った場合、対象加盟店が加盟店契約を締結しているカード会社を介して事務局に対して、本制度の対象となるカード等の利用代金を通知し、さらに事務局が当方に対して還元額算定データを提供します。その後、当方は、還元額算定データをもとに、集計単位ごとに還元額を対象カード等の本会員に支払うものとし、集計単位ごとに還元額を対象カード等の本会員に支払うものとし、還元額算定データを受領した月の翌月に行うものとし、還元額の支払は本条2項に記載する方法により行うものとし、
2. クレジットカードの還元額の支払方法は、原則として対象カード等の本会員のカード利用代金と相殺する方法とします。また、還元額の支払日は、対象カード等のカードご利用代金等の支払期日とします。なお、対象カード等のカードご利用代金等の支払額が還元額よりも少ない場合には、当方は対象カード等のカードご利用代金等の支払額と相殺後の還元額を対象カード等の本会員が届け出た金融機関の預貯金口座に振り込む方法により支払うものとし、
3. 対象会員は、本条第1項に関し、下記事項について異議を述べないことに承諾するものとし、
 - ① 事由の如何を問わず、当方が受領する還元額算定データに当該ショッピング利用が含まれないことに起因して、還元額の支払対象とならないこと
 - ② ショッピング利用するタイミングと還元額算定データを当方が受領するタイミングが異なる場合等に、対象カード等の本会員のカード利用代金の支払時期と還元額の支払時期が異なること

第6条（特定状況での付与方法）

1. 当方は、対象カード等の本会員が当方に対して対象カード等の利用代金の支払いを延滞している場合には、当方が対象カード等の本会員に対する延滞債権（利息・遅延損害金を含む。）と還元額との支払債務を対当額で何らの通知を要さずいつでも相殺できるものとし、

出た金融機関の預貯金口座に振り込むものとします。

2. 対象カード等の本会員にクレジットカードのショッピング利用のリボルビング払い、キャッシングリボの未決済残高が存在する場合、還元額は弁済金（毎月支払額）にのみ充当され、支払期日未到来の未決済残高には充当されないものとします。なお、弁済金（毎月支払額）が還元額よりも少ない場合には、当方は、弁済金（毎月支払額）と相殺後の還元額を対象カード等の本会員が届け出た金融機関の預貯金口座に振り込むものとします。
3. 当方は、対象会員が還元対象となるキャッシュレス決済手段を解約している場合であっても、還元額の支払は行うものとします。但し、口座解約している場合は還元額の支払は行わないものとします。

第7条（還元額の付与条件）

1. 対象カード等を用いた対象加盟店以外の加盟店でのショッピング利用が還元額の対象とならないことについて、当方に対して、異議を述べないことを承諾するものとします。対象会員は、自己の責任において、ショッピング利用の前に対象加盟店であるか否かの確認、および還元率の確認を行うものとします。このため、当方は、対象会員が利用する店舗が対象加盟店であるか否かおよび還元率について回答する義務を負わないものとします。
2. 対象加盟店の故意・過失（本事業への申請内容の不備等）により、還元額の付与対象とならない場合において、対象会員に過失がない場合であっても、当方は、対象会員へ還元額に代替する金銭等の提供を行う義務を負わず、その他一切の責任を負わないものとします。
3. 以下の場合、対象加盟店で対象カード等を用いたショッピング利用が還元額の支払の対象外となることについて、異議を述べないものとします。
 - ①第1条3項に定める本サービスの対象期間外の利用
 - ②本サービスの対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本制度への参加の認可前であった場合
 - ③本サービスの対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本制度の参加資格を取消または喪失していた場合
 - ④当方が事務局より、2020年7月30日までに還元額算定データが受領できなかった場合
 - ⑤対象カード等の毎月のカード利用代金の支払方法が、当方の指定する預金口座への振込の場合
 - ⑥その他本特約において当方が還元額の支払を行わないと規定されている場合

第 8 条（還元額の確認方法）

クレジットカードの還元額の確認方法は、当方より会員に送付するカードご利用代金明細書およびカードご利用代金 WEB 明細書サービス（以下、併せて「明細書」という。）において、確認するものとする。

第 9 条（対象加盟店の確認方法）

対象会員は、対象加盟店であるかどうかについて、当該加盟店に直接確認する、または事務局が運営する本制度に関する WEB サイト (<https://cashless.go.jp/consumer/index.html>) において確認するものとします。

第 10 条（還元額の上限）

第 5 条第 1 項に基づき還元額算出データより算定した還元額を、集計単位ごとに 15,000 円を上限として支払します。

第 11 条（還元額の取消）

1. 当方は、対象会員が対象加盟店にて対象カード等で返品を行った場合、または不正利用等に伴い当方に対して請求停止の申し立てを行い、当方が不正利用等と認めた場合には、当該申し立てが、還元額の支払対象取引に対するものであったと当方が判断する場合その他還元額を支払ったにも関わらず対象取引が本サービスの適用対象外であったと当方が判断した場合あるいは本特約に違反して取引が行われたと当方が判断する場合、対象カード等の本会員に対し、対象カード等の本会員への還元額と同額の請求を行うことができるものとします。この場合において、会員より還元額の付与対象取引に対するものではないと異議申し立てがあり、当方調査により、会員の異議申し立ての理由があると認められた場合には、当方は還元額の請求を撤回するものとします。
2. 前項に基づき還元額と同額の請求が行われた場合、前条に定める還元額の上限額から当該還元額分を差し引くことをしないことにつき、対象会員は異議を述べないものとします。
3. 対象会員は、対象会員が対象加盟店において、対象加盟店でのカードショッピング利用の返品・取消をする場合、対象加盟店から現金等による返金を受けてはならないものとします。
4. 本条の当方の対象会員に対する請求は、クレジットカードの場合は対象カード等の本会員のカード利用代金に加算する方法とします。口座解約している場合、振込手数料は対象会員の負担で当方に振り込むものとします。これら請求にあたって対象会員に利息支払債務や、遅延損害金支払債務等は発生しないものとします。

第 12 条 (本サービスの拒否申出)

1. 対象カード等の本会員は、当方に対して、本サービスの拒否の申し出ができるものとします。
2. 対象カード等の本会員は、対象カード等の本会員が本サービスの対象期間中に本サービスの拒否の申し出を行った場合、当該拒否の反映には一定期間を要することから、当該反映までに本サービスが提供されたとしても異議を述べないものとします。
3. 対象カード等の本会員は、本サービスの拒否の申し出をした場合において、当方に対して、当該拒否以前にすでに提供付与された還元額の取消の申し出等はできないことに承諾するものとします。

第 13 条 (不正な取引の禁止)

1. 対象会員は、以下の (1) から (7) に定める取引・行為 (以下「不当取引」という。) を行ってはならないものとする。
 - (1) 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等正当な取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本制度による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - (4) 本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - (5) 本制度の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本制度の第 4 条 1 項に定める本サービスの対象外となる取引による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - (6) 本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本サービスに基づく利益を得させること
 - (7) 対象カード等の会員規約に違反した取引または、違反する懸念がある取引その他事務局や当方が、本制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引
2. 対象会員は、当方から対象会員に対し、電話、メール、訪問その他の方法により本特約違反の存否に関する調査を行うことに異議を述べないものとします。対象会員は当方からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。

第 14 条（事務局への届出・利用）

対象会員は、当該会員が不当な取引を行った場合、もしくはその疑いがあると当方が判断した場合、当方より事務局に対し、本項記載の目的のため必要な範囲で以下①から⑦の情報を届け出されること、ならびに届け出された情報が国、事務局、事務局に認められた登録決済事業者およびそれらの委託先により本制度の実施、不当な取引を行った者の特定、不当な取引に対する損害賠償請求及び不当な取引の防止のために共同利用されることに同意します。

<登録される情報>

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ カード番号等
- ⑥ カード代金のお引落し口座
- ⑦ 不当取引又はその疑いがある取引を行った事実

第 15 条（利用停止等）

対象会員が次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、当方は対象会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、対象会員による本サービスを停止し、また対象会員による対象カード等の利用を停止、対象カード等の会員資格の取消を行うことができるものとします。また、当方は当該事実を事務局に届け出ることができるものとします。この場合、当方は、当該会員に対し、既に還元した還元額の返還請求ができるほか、国、事務局又は当方に生じた損害額に相当する金額を請求することができます。

1. 不当取引を会員が行った場合、もしくはその疑いがあると当方が判断した場合
2. 不当取引が発生した疑いがあるとの事務局からの通知を当方が受けた場合

第 16 条（免責）

1. 事務局が当方に対して提供する還元額算定データ等、事務局が運営するシステムなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、対象カード等の本会員に付与されるべき還元額が正しく付与できない事象が発生する場合に、当方は、還元額に代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、一切の責任を負わないものとします。
2. 対象加盟店、本制度に参加する当方以外の登録決済事業者、事務局等、当方以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた対象会員の損害について、当方は一切の責任を負わないものとします。
3. コンビニエンスストアや商業施設等のテナント、またはインターネットサイト等での

ショッピング時に、対象加盟店が対象会員に対して、本制度における即時還元を行う場合について、当方は一切関与しておらず、当該取引で生じた対象会員の損害について、当方は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（本特約の有効期間）

1. 本特約の有効期間は、2021 年 3 月 31 日までとします。
2. 本特約の有効期間経過後も、第 7 条、第 11 条、第 13 条乃至第 16 条は引き続き効力を有するものとします。

第 18 条（本特約および本サービスの改定）

1. 対象会員は、本サービスが国の施策である本制度の一環として行われるものであり、本制度の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、承諾するものとします。
2. 当方は、本サービスの対象期間中に必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約および本サービスの内容の変更は、当方が WEB サイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。

(2019 年 10 月 1 日制定)